

湖沼等水質浄化技術 実証試験要領（第 3 版（案））への改訂（案）

改訂方針・理由

来年度からの手数料体制への移行に伴い、実証運営機関の選定が必要となることから、実証運営機関に係る内容を追加及び実施体制の変更内容を反映
 手数料体制に係る内容を追加

	第 2 版		第 3 版（案）		改訂理由・意図
3 下	実証機関は、全てのデータ分析・検証を行い、実証試験結果報告書を取りまとめ、技術実証委員会での検討を経た上で、環境省に提出し、承認を得る	3 下	実証機関は、全てのデータ分析・検証を行い、実証試験結果報告書を取りまとめ、技術実証委員会での検討を経た上で、 <u>実証運営機関を経て</u> 、環境省に提出し、承認を得る		実証運営機関に係る内容を追加
4	<p>1. 環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境技術実証モデル事業全般を運営管理し、実証体制を検討する。 ● 環境技術実証モデル事業検討会及びワーキンググループを設置し、運営管理する。 ● <u>実証試験要領を策定する。</u> ● <u>実証機関を選定する。</u> ● <u>実証機関</u>に実証試験業務委託等を行い、その費用を負担する。 ● <u>実証対象技術を承認する。</u> ● 実証試験結果報告書を承認する。 ● 環境技術の普及に向けた環境技術データベースを構築する。 	4	<p>1. 環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境技術実証モデル事業全般を運営管理し、実証体制を検討する。 ● 環境技術実証モデル事業検討会を設置し、運営管理する。 ● <u>実証試験の対象技術分野を選定する。</u> ● <u>実証運営機関を選定する。</u> ● <u>実証試験要領を承認する。</u> ● <u>実証機関を承認する。</u> ● <u>実証運営機関</u>に実証試験業務委託等を行い、その費用を負担する。 ● 実証試験結果報告書を承認する。 ● 環境技術の普及に向けた環境技術データベース 		実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映

第2版		第3版(案)		改訂理由・意図
			を構築する。	
4	<p>2. 環境技術実証モデル事業検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境技術実証モデル事業全体の運営に対し、助言を行う。 ● 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。 	4	<p>2. 環境技術実証モデル事業検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境技術実証モデル事業全体の運営に対し、助言を行う。 ● <u>実証運営機関の選定にあたり、助言を行う。</u> ● 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。 	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
-		4	<p>3. 実証運営機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証試験要領を策定し、環境省の承認を得る。 ● 実証機関を選定し、環境省の承認を得る。 ● 実証対象技術を承認する。 ● 実証試験にかかる手数料の項目の設定と実証申請者からの手数料の徴収を行う。 ● 実証機関への実証試験業務の委託等を行う。 ● 実証試験結果報告書を確認し、環境省の承認を得る。 ● 湖沼等水質浄化技術ワーキンググループを設置し、運営管理する。 	実証運営機関の実施体制を追加
4	<p>4. 実証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省からの委託等により、実証試験を運営管理する。 	4	<p>5. 実証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省又は<u>実証運営機関</u>からの委託等により、実証試験を運営管理する。 	実証運営機関に係る内容を追加
5	<p>6. 環境技術開発者(実証申請者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証対象技術に関する既存の性能データを実証機関に提出する。 	5	<p>7. 環境技術開発者(実証申請者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証対象技術に関する既存の性能データを実証機関に提出する。 	手数料体制への移行に伴う変更点を反映

第2版		第3版(案)		改訂理由・意図
	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理マニュアルを実証機関に提供する。 ● 実証試験計画の策定にあたり、実証機関に協力する。 ● 自らの費用負担及び責任において、実証試験実施場所における実験区の設置、実証対象機器の運搬、設置等を行う。 ● <u>原則として、実証対象機器の維持管理に要する費用を負担する。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も負担する。</u> ● 必要に応じ、実証対象機器の維持管理・監視等において、実証機関を補助する。 ● 実証試験結果報告書の作成において、実証機関に協力する。 ● 実証試験終了後、実証機関の監督の下、実証試験実施場所の所有者または管理者との協議に基づき、実証試験実施場所の原状回復を行う。 ● (実証申請者として)薬剤、微生物製剤、動植物等を使用する場合、人に対する影響についての調査・分析結果、生態影響試験結果、移入種問題の発生可能性を検討するための情報を、申請の時点で実証機関に提出する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理マニュアルを実証機関に提供する。 ● 実証試験計画の策定にあたり、実証機関に協力する。 ● 自らの費用負担及び責任において、実証試験実施場所における実験区の設置、実証対象機器の運搬、設置等を行う。 ● <u>実証試験、実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用を負担する。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も負担する。</u> ● 必要に応じ、実証対象機器の維持管理・監視等において、実証機関を補助する。 ● 実証試験結果報告書の作成において、実証機関に協力する。 ● 実証試験終了後、実証機関の監督の下、実証試験実施場所の所有者または管理者との協議に基づき、実証試験実施場所の原状回復を行う。 ● (実証申請者として)薬剤、微生物製剤、動植物等を使用する場合、人に対する影響についての調査・分析結果、生態影響試験結果、移入種問題の発生可能性を検討するための情報を、申請の時点で実証機関に提出する。 	
6	<p>2. 実証対象技術の選定</p> <p>実証機関は、実施要領に定められた以下の各観点を中心に申請内容を総合的に考慮のうえ、実証対象技術</p>	7	<p>2. 実証対象技術の選定</p> <p>実証機関は、実施要領に定められた以下の各観点を中心に申請内容を総合的に考慮のうえ、実証対象技術</p>	<p>実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映</p>

第2版		第3版(案)		改訂理由・意図
	を選定し、 <u>環境省</u> の承認を得る。		を選定し、 <u>実証運営機関</u> の承認を得る。	
16 下	実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載の誤り等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験結果報告書を取りまとめる。環境省に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得る。	17 下	実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載の誤り等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験結果報告書を取りまとめる。 <u>実証運営機関</u> に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得る。	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
-		21	4. 手数料 以降の内容は省略	手数料体制に係る内容を追加
資料 編	3. 事業実施体制 本モデル事業は、 <u>環境省、環境省の委託・請負を受けて技術実証を行う第三者機関である「実証機関」(地方公共団体等)</u> 等が連携して行う。	資料 編	3. 事業実施体制 本モデル事業は、 <u>環境省、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う実証運営機関、技術実証を行う実証機関等</u> が連携して行う。	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
資料 編	4. 事業の手順 本モデル事業は、概ね以下のような手順で進める。 (1)環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。 (2)環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。 (3)環境省は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「 <u>実証試験要領</u> 」を作成する。 (4)環境省は、実証試験を行う第三者機関である「実証	資料 編	4. 事業の手順 本モデル事業は、概ね以下のような手順で進める。 (1)環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。 (2)環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。 (3)環境省は、 <u>実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収を行う「実証運営機関」</u> を選定する。 (4) <u>実証運営機関</u> は、選定された対象技術分野につい	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映

第2版		第3版(案)		改訂理由・意図
	<p>機関」を選定する。</p> <p>(5)実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。</p> <p>(6)実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会で検討を行った上で、選定する。</p> <p>(7)実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。</p> <p>(8)実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。</p>		<p>て、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。</p> <p>(5)実証運営機関は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。</p> <p>(6)実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。</p> <p>(7)実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会で検討を行った上で、選定する。</p> <p>(8)実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。</p> <p>(9)実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、<u>実証運営機関を経て</u>、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。</p>	
資料編	・「環境技術実証モデル事業」実施体制	資料編	・「環境技術実証モデル事業」実施体制	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
資料編	・環境技術実証モデル事業の流れ	資料編	・環境技術実証モデル事業の流れ	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映